

ディスカッションポイント

第1. 判決の結論について

1. 本判決の結論（フェアユースの成否）について、賛成ですか。反対ですか。
2. 本判決の結論について反対の方にお伺いします。
本判決の反対意見（フェアユース否定）について、賛成ですか。

第2. 判断順序について

1. 本判決は、第2要素から判断しています。
本判決が第2要素から検討した理由について、説明の便宜のためである旨述べていますが、どのように考えますか。
本判決が第2要素から判断したことに賛成ですか。反対ですか。
2. 反対意見は、法廷意見が、法定の順番でもなく、また重要性の順番でもなく、第2要素から検討しており、宣言コードの保護の必要性が薄いものと位置づけた上で、他の要素の検討を行っているのは間違いであり、その結果、結論を誤った旨述べています。
この反対意見について、どう考えますか。
3. 第2要素から検討をする判断順序にしたことが、フェアユースに関する結論に影響を与えたと思いますか。

第3. 第2要素（利用される著作物の性質）について

1. 本判決は、宣言コードは、一般的なタスクの分割や体系化といったアイデア、実装コードと結びついていること、宣言コードの価値は、コンピュータプログラマーが学習のために投資した時間・労力に由来するという特徴から、著作権の中核から遠いため、第2要素がフェアユースに有利に働く旨判断しています。
本判決の判断に賛成ですか。反対ですか。

2. 反対意見は、本判決の法廷意見の述べる宣言コードに関する判断は実装コードにも当てはまることであり、宣言コードの性質が著作権の中枢から遠いという判断が間違っている旨述べています。

この反対意見について、どう考えますか。

第4. 第1要素（利用の目的）について

1. 本判決は、Googleによる複製目的を、SunがJavaを作成した理由である、プログラマーが特定のタスクを達成する実装コードを呼び出すことができるようにする目的だけでなく、プログラマーが容易に利用できる新たなプラットフォームを作成するという目的のために、GoogleがJava APIの一部を利用した限りにおいて、創造的な「進歩」に合致していること、GoogleはSunがデスクトップやラップトップコンピュータのために作成したJava APIをスマートフォンのプログラムに必要な限度で複製したこと、既存のシステムを学んだプログラマーが新しいシステムで基本的な技術を生かせるようにするための「再実装」であること、などを挙げたうえで、利用目的及び性質に変容力がある旨述べ、第1要素がフェアユースに有利に働く旨判断しています。

本判決の判断に賛成ですか。反対ですか。

2. 反対意見は、法廷意見は二次的利用と変容的な利用を誤って融合させてしまっているとして、Googleの利用目的は、Oracleと同じ目的であり変容力がない旨述べています。

この反対意見について、どう考えますか。

3. 本件では、上記の通り、法廷意見と反対意見との間で、著作権者の独占権が及ぶ「二次的利用」であるのか、又は、著作権者の独占権が及ばない「変容的な利用」であるのかについて、判断が分かれませんでした。この点につき、1・2で伺った立場を前提に、どのように考えますか（それぞれの立場をとる理由についてお伺いします）。

第5. 第3要素（利用された部分の量及び実質性）について

1. 本判決は、Googleの複製の特徴を考慮すると、量を考える上ではGoogleが複製しなかった数百万行も考慮に入れるのがより良い方法であるとして、11,500行の宣言コードを単体として見ず、より大きな全体の一部として見て、第3要素がフェアユースに有利に働く旨判断しています。

本判決の判断に賛成ですか。反対ですか。

2. 反対意見は、利用目的に変容力がなく、逐語的に複製したこと、仮に Google の利用目的に変容力があるとしても、複製部分は大量であり、質的にも量的にも重大であることを指摘し、第 3 要素がフェアユースに不利に働く旨述べています。

第6. 第 4 要素（市場への影響）について

1. 本判決は、Oracle はスマートフォン市場での競争力に欠けていたこと、Google の Android プラットフォームからの利益は、Oracle が Java API を作成するために行った投資との関係は希薄だったこと、Java API の宣言コードについて Oracle に著作権行使を認めることは、当該宣言コードを用いて、将来の新しいプログラムの創造的な改良、新しいアプリケーション、発展的な利用をロックしてしまい、公衆に悪影響があることから、第 4 要素がフェアユースに有利に働く旨判断しています。
本判決の判断に賛成ですか。反対ですか。
2. 反対意見は、Android プラットフォームに切り替えた企業がいることで Java プラットフォームの価値が下がったこと、Java プラットフォームのライセンスにより収入を得る機会を失ったこと、Oracle のロックイン効果の推測は歴史と矛盾すること、Google の収入が何百億ドルであり Google を支持するのはフェアユースの分析と大いに矛盾することなどを指摘しています。
この反対意見について、どう考えますか。

第7. 本件判決の影響について

1. フェアユースの判断に当たり、第 2 要素から検討を始めたことが、今後の下級審に対して、どのような影響を与えうると思いますか。
 - (1) プログラムに関する事案の中ではどこまで一般化できると思いますか。本件のような Java API に関する事案を超えて、API の複製の事案については、いかなる場合にも、フェアユースが成立すると考えてよいと思いますか。
 - (2) プログラムに関する事案を超えて、一般化されるとしたら、どう考えますか。
2. 本判決が、第 1 要素の判断に関して、表現形式の変更がなくても変容力を認めたこと、Google による再実装を変容力のある利用として評価したこと、プログラマーが Java 言語習得のために行った投資を人質にするような困り込みを排したことについて、今後の下級審に対して、どのような影響を与えうるかについて検討したいと思います。

- (1) 本件では、Java は非常に多くのプログラマーによる学習の投資がなされていることなども指摘されていましたが、業界において、普及の程度が限定的であれば結論が異なる可能性はあると思いますか。
 - (2) 仮に、普及率が高くなる前に訴訟を提起した場合には、フェアユースは成立しないという結論になるとと思いますか。
3. 本判決は、第3要素の判断に関して、許容される利用の量的及び質的程度は、利用の目的及び性格に照らして判断されるべきであり、目的などに照らして必要な範囲内の利用は許容されるとする Campbell 事件の論理を再確認しましたが、この点は、今後の下級審に対して、リバースエンジニアリング等に関して、どのような影響を与えうるとと思いますか。
4. 本判決は、第4要素の判断に関して、利益に与える影響を検討する前に、その利益が著作権法で保護されるべきものかどうかを吟味し、宣言コードに対する Oracle の著作権行使を認めた場合に、Oracle が得ることになる利益が、プログラマーによる Java 言語習得のための投資であることを明らかにしたうえで、そのような源泉から生まれる利益は著作権法が保護する利益ではないとしたことが、今後の下級審に対して、どのような影響を与えうるとと思いますか。
5. 反対意見は、フェアユースの判断に当たり、第4要素が最も重要であり、第1要素が次に重要である旨述べております。この反対意見についてはどのように考えますか。

第8. 日本の場合について（時間が無い場合は割愛します）

1. 日本にはフェアユースの規定はありませんが、日本の場合でしたら、結論が異なるとと思いますか。
 - (1) 非享受利用である（第30条の4）として、権利制限が認められるとと思いますか。
 - (2) 引用（第32条）として、権利制限が認められるとと思いますか。